資料５－２

阿武隈川上流遊水地群地内利活用検討会　第３回検討会

官民連携の概要

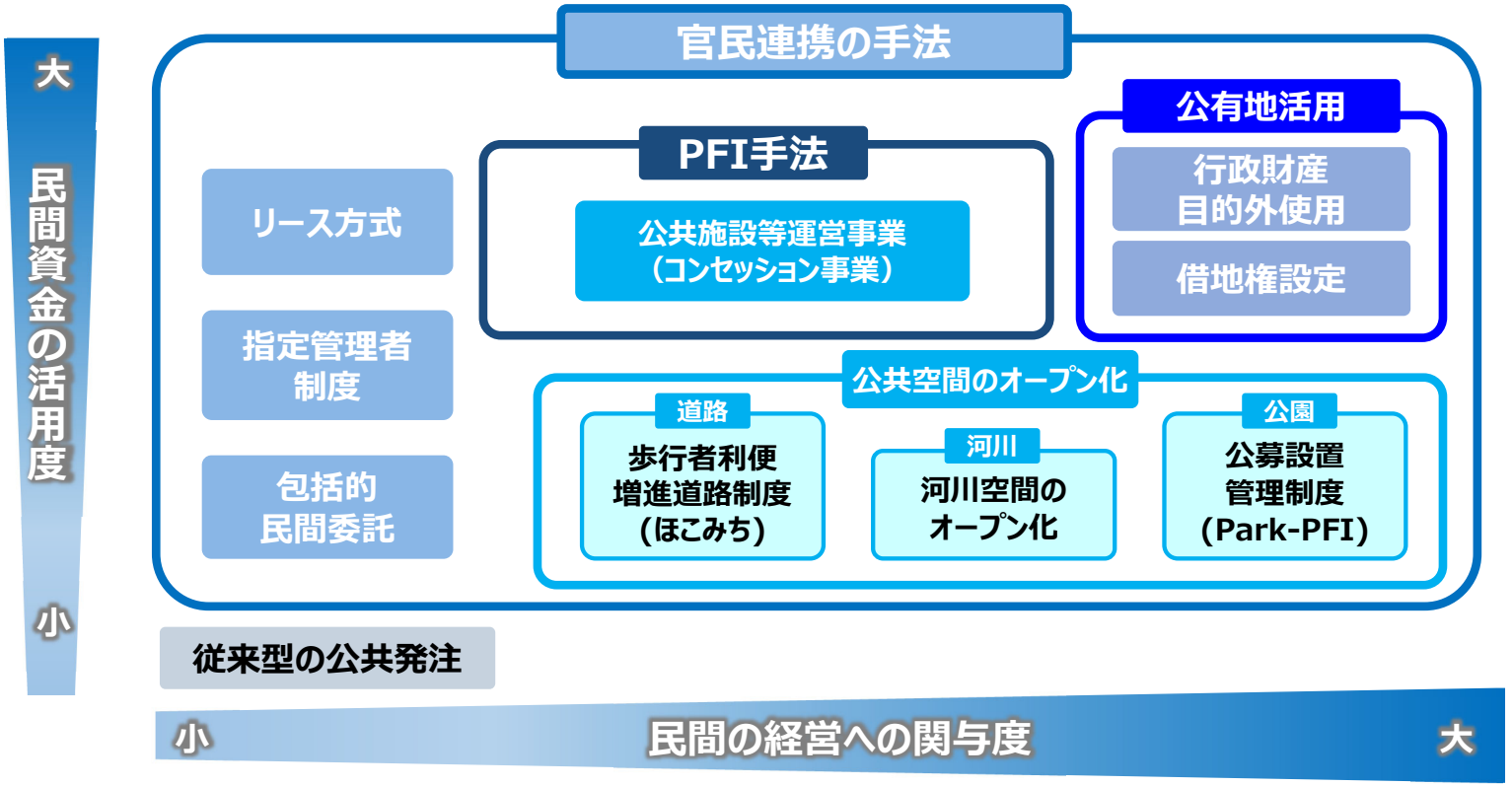
1.官民連携の概要

官民連携とは

- 公共施設等の建設、維持管理、運営等を行政と民間が連携して行うこと。
- **民間のアイデア・ノウハウや創意工夫**を活用することで、財政の効率的な使用や、行政の効率化等が期待できる。
- 行政(Public)と民間(Private)の連携(Partnership)であることから「PPP」とも呼ばれる。

官民連携の手法

- 民間が担う事業や業務の範囲に応じて、多様な手法がある。
- 代表的な手法として、指定管理者制度やPFI手法、公有地活用、公共空間のオープン化など。



1.官民連携の概要

官民連携により期待される効果

- 従来型の公共発注と比較し、以下の効果が期待される。

① 低廉かつ良質な公共サービスが提供されること

- 官民連携を通じ、**民間事業者の経営上のノウハウや技術的能力を活用**できる。また、事業全体のリスク管理が効率的に行われることや、設計・建設・維持管理・運営の全部又は一部を一体的に扱うことによる**事業コストの削減が期待**できる。
- これらにより、**コストの削減、質の高い公共サービスの提供が期待**される。

② 公共サービスの提供における行政の関わり方の改革

- 従来、国や地方公共団体等が行ってきた事業を民間が行うようになるため、**官民の適切な役割分担に基づく新たな官民パートナーシップが形成**されていくことが期待される。

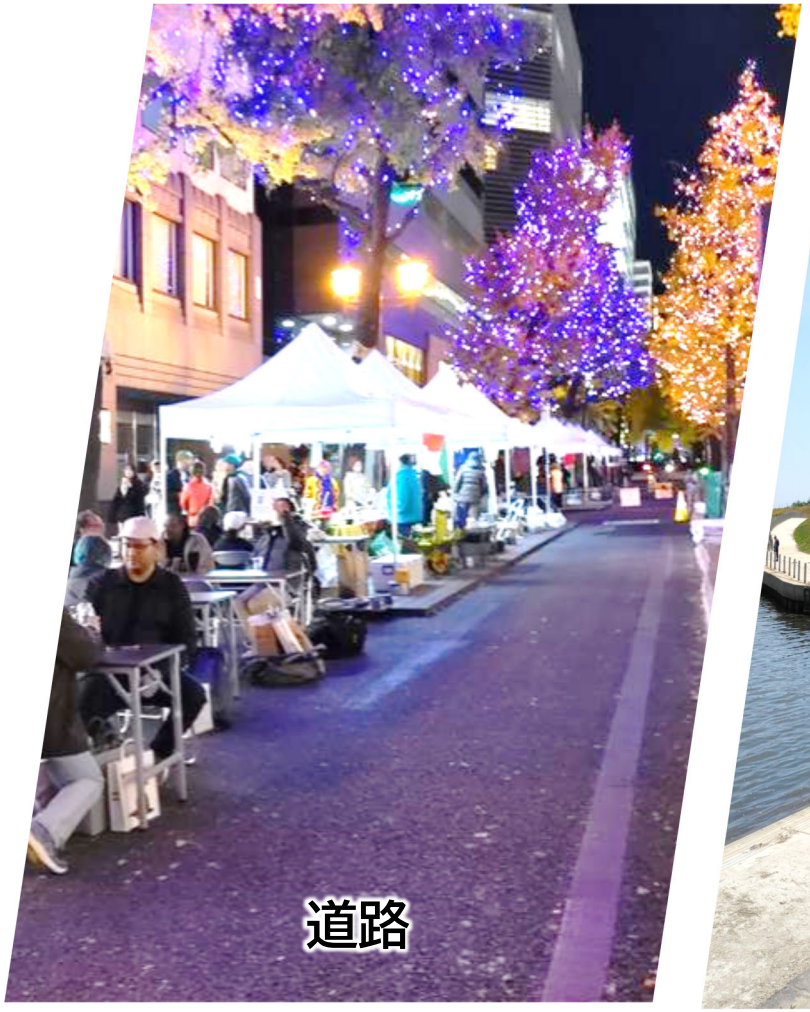
③ 民間の事業機会を創出することを通じ、経済の活性化に資すること

- 従来、国や地方公共団体等が行ってきた事業を民間にゆだねることから、**民間に対して新たな事業機会**をもたらす。また、**他の収益事業と組み合わせ**ることによっても、新たな事業機会を生み出すこととなる。

1.官民連携の概要

公共空間のオープン化

- 道路や河川、公園などの公共空間において、利用者の利便性向上や地域の賑わい創出などを目的に、占用許可等のスキームに基づき、民間事業者などによる利活用が、全国で取り組まれている。


道路


河川


公園

2.官民連携による遊水地利活用

河川空間のオープン化

- 河川敷地の占用は、原則として公的主体（地方公共団体等）に限られており、営業活動を行うことはできない。
- 「河川空間を積極的に活用したい」という要望の高まりを受け、平成23年に河川敷地占用許可準則を改正し、**一定の要件を満たす場合には、特例として民間事業者も営業活動を行うことができる**ように。これを**「河川空間のオープン化」**という。
- 民間事業者が遊水地を利活用する際には、河川空間のオープン化によることが前提。

オープン化が適用される要件

- 河川敷地を利用する区域、施設、主体について地域の合意が図られていること。
- 通常の占用許可でも満たすべき各種基準に該当すること。（治水上及び利水上の支障がないこと等）
- 都市・地域の再生及び河川敷地の適正な利用に資すること。

オープン化の主な流れ

協議会等による地域の合意形成

↓

都市・地域再生等利用区域の指定（＝オープン化の区域）

↓

河川敷地の占用申請・許可

↓

事業者等による営業活動の開始

都市・地域再生等利用区域において占用許可が可能な施設

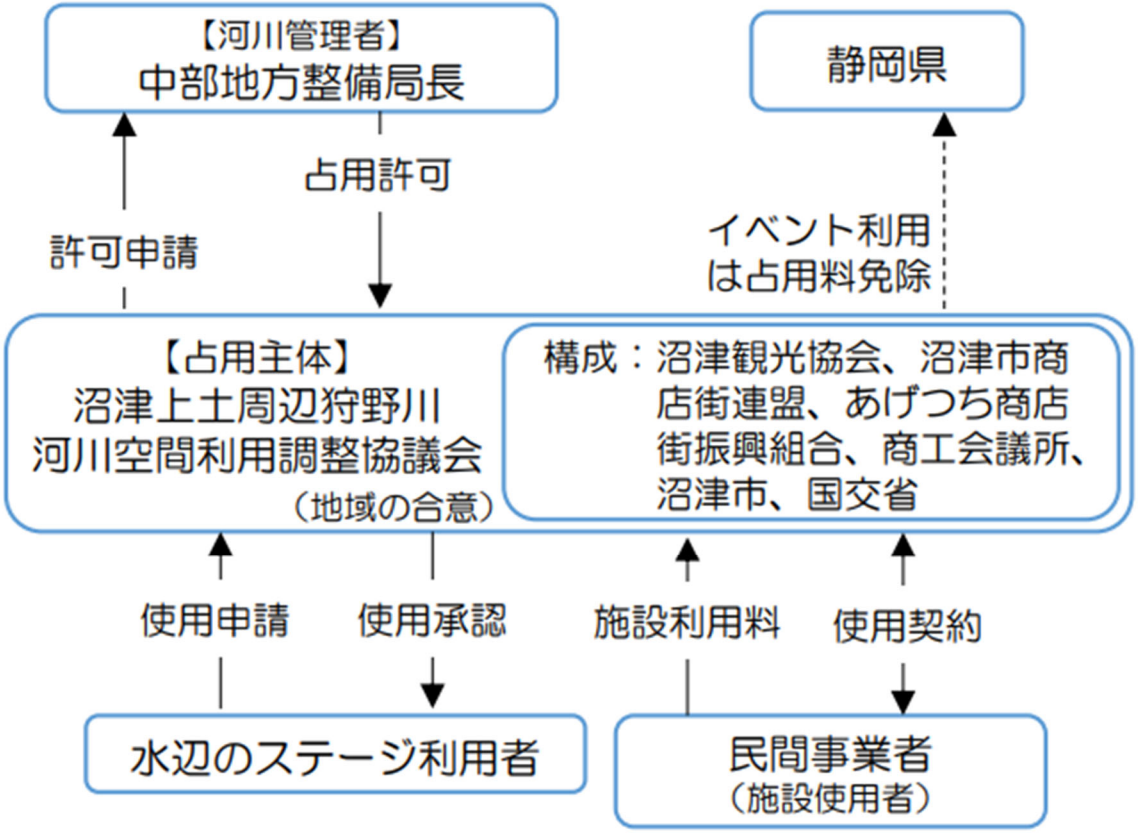
① 広場、イベント施設、遊歩道、船着場
② ①と一体をなす飲食店、売店、オープンカフェ、広告板、広告柱、照明・音響施設、キャンプ場、バーベキュー場、切符売場、案内所、船舶修理場等
③ 日よけ、船上食事施設、突出看板、川床
④ その他都市・地域の再生等のために利用する施設

2.官民連携による遊水地利活用

先行事例でのスキーム

- 先行事例では、国・都道府県・地元市町村・地域団体等により構成する「利用調整協議会」等が占用主体となり、河川管理者（国や都道府県）から占用許可を受け、使用契約等に基づき、民間事業者に河川空間を使用させている。
- 「利用調整協議会」等において、利活用に関する地域の合意が図られていることが、オープン化を進める上での重要な条件となる。

【先行事例】静岡県沼津市（一級河川 狩野川）





占用施設

（水辺のオープンカフェ等）
広場、広場と一体をなすオープンカフェ、売店等

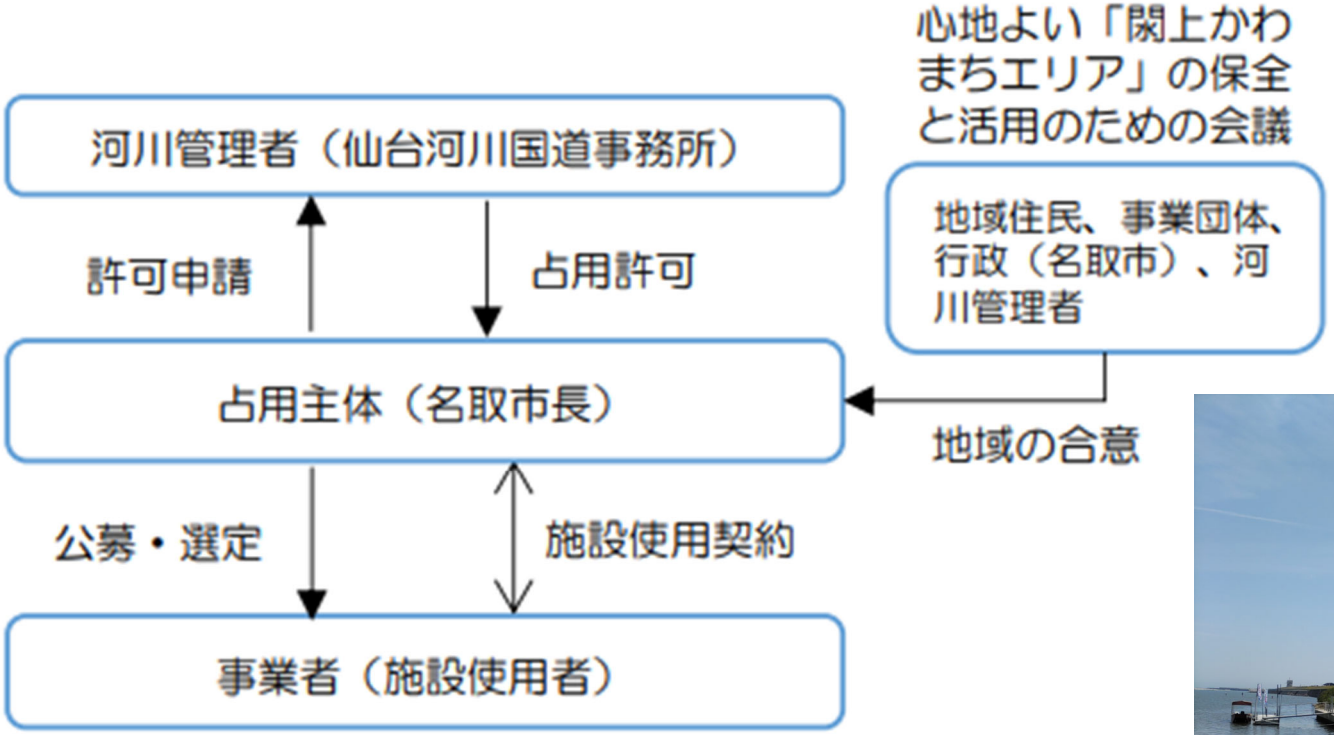
（水辺のステージ等）
イベント施設、イベント施設と一体をなす照明・音響施設等

2.官民連携による遊水地利活用

先行事例でのスキーム

- 協議会が占用主体となっている事例、地元自治体が占用主体となっている事例等がある。
- 施設使用者は、占用主体による公募等により選定されている。

【先行事例】宮城県名取市（一級河川 名取川）





占用施設

名取川右岸河川敷及び河川敷と一体となす船着場等

2.官民連携による遊水地利活用

官民連携による利活用に向けたプロセスの例

- 官民連携による利活用に向けては、今後、以下のようなプロセスにより進めることが想定される。

利活用のあり方、利活用条件の検討

民間事業者・地元活動団体ニーズの把握

↓

事業スキームの調整・官民のリスク分担の整理

↓

協議会等における官民連携による利活用に関する地域の合意

河川管理者による「都市・地域再生等利用区域（オープン化区域）」の指定

↓

民間事業者（施設設置者）の募集・選定

↓

河川敷地の占用申請・許可

利活用に関する上面整備、民間事業者等による利活用の開始

3.保田遊水地の事業概要について

保田遊水地から世界へはばたく！！

～保田遊水地にてローラースケートの全日本選手権を実施～

すみずみで守る、を主流に。

国土交通省
－大和川河川事務所－

R7.4.22

○大和川河川事務所が整備している保田遊水地（奈良県川西町）において、上面をインラインスピードスケートをはじめとしたローラースポーツ等を楽しめる場として平時利用できるよう川西町が検討を進めています。
○今回、実際に上面利用を行うにあたっての事前の社会実験として、上面利用の主体である川西町と、川西町が協定を結んでいる（一社）ワールドスケートジャパンが連携して、工事中の遊水地用地にてローラースケートの全日本選手権が開催されました。
○大和川河川事務所としては、遊水地上面が地域活性化に有効活用されるよう、今後も関係機関と協力してまいります。

概要

- ●日　時　：令和7年4月19日(土)～20日（日）
- ●場　所　：奈良県磯城郡川西町大字保田377-1　保田遊水地
- ●内　容　：オーバルトラックオープニングセレモニー
  インラインローラースケート全国大会
- ●出 席 者　：奈良県川西町長　小澤晃広　氏
  国会議員　高市早苗事務所　所長　木下剛志　氏
  奈良県　副知事　西村高則　氏
  ワールドスケートジャパン　スピード委員長　桑野裕司　氏　　ほか


完成イメージ図

小澤町長挨拶



全国大会の様子





表彰式の様子



テープカットの様子

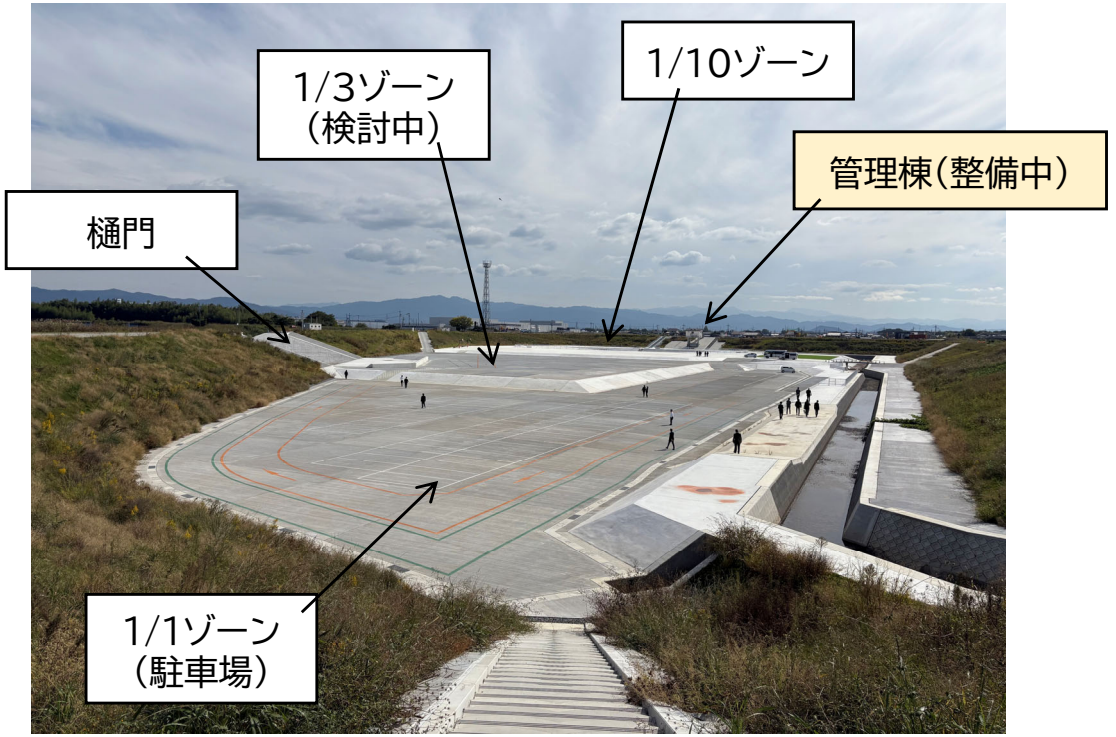


【問合せ先】
国土交通省　近畿地方整備局　大和川河川事務所　流域治水課
〒582－0009　大阪府柏原市大正2－10－8　　TEL　072－971－1381（代表）

出典:国土交通省近畿地方整備局大和川河川事務所
https://www.kkr.mlit.go.jp/yamato/news/2025/fqjmoq0000002m84-att/20250422.pdf

3.保田遊水地の事業概要について

- 遊水地内は、10年に1回レベルの浸水（**1/10ゾーン**）、3年に1回レベルの浸水（**1/3ゾーン**）、それぞれに応じた貯留ができるように整備されている。
（各ゾーンの境界は、段差をつけて区別）
- **1/10ゾーン**に、バスケットボールのコート、ローラースケートのできるエリアを整備している。
- 現在**1/3ゾーン**の整備を検討中である。
「周辺に住宅地がないことから、野外コンサートやイベント利用での活用も想定している」とのこと。



保田遊水地全体の様子



樋門の様子
（外水取り込み時に活用）



バスケットボールのエリア
（1/10ゾーン）



ローラースポーツのエリア
（1/10ゾーン）